

主催 一般社団法人 国際商事法研究所

後援 一般社団法人 日本コンプライアンス&ガバナンス研究所

★ 月例会のご案内 ★

炎暑の候、皆様にはご清祥のことと存じ上げます。

さて、米国では、Dodd Frank 法（2010 年）で内部通報者報奨金制度が導入されました。これは、企業が米国証券取引法違反によって課された罰金の 10-30%を、違反につき内部通報した個人に対して報奨金として支払う制度です。米国証券取引委員会（SEC）は、この制度により多くの内部通報情報入手に成功し、多大な罰金徴取を行いました。さて、この制度の成功により、さらに内部通報者報奨金制度は拡充しております。具体的には、昨今のウクライナ・ロシア戦争をきっかけとして、財務省傘下の OFAC（財務省外国資産管理室）と商務省傘下の BIS（商務省産業安全保障局）がそれぞれ公表している SDN List（特別指定国民および資格停止者リスト）や Entity List に掲載されている企業との間で禁止されている取引を行っている企業に対し課された罰金額の 10-30%が通報者（企業従業員に留まりません）に支払われる体制が 2023 年 4 月以降、ほぼ確立してきております。

上記 SDN List や Entity List は、本来、米国人・米国企業が遵守すべきものとされてきましたが、米国内に拠点を持つ企業は勿論、特にロシア・イラン・北朝鮮国家・制裁対象企業等との禁止・制裁取引に際しては、二次制裁と呼ばれる米国と何ら接点（nexus）を有しない企業や個人に対しても制裁が科され、罰金賦課や VISA 発給制限、場合によっては米国内刑務所収監もありうる形となっています。また金融機関についても、制裁違反を行うと米国から米ドル取引規制が行われる可能性があり、中国（特に香港）の金融機関も含め、慎重な対応が求められます。

今回、その最新の状況について内田先生よりご解説いただくこととなっております。また、この制度が現在の企業コンプライアンスやガバナンスにも影響が大きいことから一般社団法人 日本コンプライアンス&ガバナンス研究所様の関係者の方々にもご参加いただくこととなりました。グローバルに事業展開する企業には影響が大きいところですので皆様のご参加をお待ちしております。

記

日時 2023 年 8 月 29 日（火）午後 2 時～4 時

内容 「米国内部通報者報奨金制度の輸出規制・経済制裁領域への拡張とその効果」
内田芳樹先生（MDP ビジネスアドバイザー（株）代表 NY 州弁護士）

会場 WEB（ライブ配信）／使用アプリ：「Zoom」ウェビナー

定員 100 名

参加費 無料

申込要領

・参加を希望される方は、一般社団法人 国際商事法研究所 山浦（yamaura@ibltokyo.jp）までメールにて、①お名前、②ご所属先、③メールアドレスについて連絡ください。弊所にて開催前日までに Zoom ウェビナーの URL を記載した確認メールが自動送信されます。また講師からの資料も合わせ送付する予定です。

・開催当日、接続開始時刻（13:45）以降に各自の端末から視聴ページのリンクにアクセスしてください。

・ブラウザでも視聴可能ですが、安定性確保のため、事前にアプリダウンロードを推奨します。

※お申込に係る個人情報は、当月例会の受付事務に利用し、他には利用しません。